令和 3 年 10 月 12 日

保護者の皆様

川西市立多田東小学校
ＰＴＡ総務発行

PTA 内規改正と秋の総務選挙廃止のお知らせ

日頃は PTA 活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。
前年度より PTA は任意加入団体として活動しており、本年度より総務選出選挙も廃止の運びとなりました。

それに伴う PTA 内規改正と業務の見直しを行い、運営委員会にて承認されましたことをお知らせ致します。

なお、総務委員の選出に関しては令和 4 年度春に任意募集させて頂く予定です。
任意での募集に不安を感じる方もいらっしゃるかと思いますが、総務委員の仕事の軽減や実際の活動内容への理解を進めて参りたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

PTA 内規改正の詳細については、下記に記載しておりますので、
現在お持ちの「川西市立多田東小学校 PTA 規約」の内規をご覧いただき、改正個所の確認をお願いいたします。

改正前	改正後	備考欄
第四章　PTA 役員選出規定 第１条　目的 本規定は総務委員及び各委員選出選挙の運営と選出方法について定める。	第四章　PTA 役員選出規定 第１条　目的 本規定は委員の選出方法について定める。	変更
第２条　運営 （１）PTA 役員（総務委員及び各委員）選出選挙の運営は総務委員選出選挙実施要綱及び各委員選出選挙実施要綱に基づいて選挙管理委員会が執り行う。	第２条　運営 （１）PTA 役員選出の運営は総務委員会が執り行う。	変更
（２）会員は入会意思確認書の提出をもって選挙運営を選挙管理委員会に一任するものとする。	（２）会員は入会意思確認書の提出をもって選出運営を総務委員会に一任するものとする。	変更
（３）選挙管理委員会は必要に応じて総務委員、各委員に協力を求めることができる。	（３）総務委員会は必要に応じて各委員に協力を求めることができる。	変更
（４）選挙管理委員会と選挙運営の協力者はその際に知り得た個人情報を、PTA 規約第１３条守秘義務に基づき、いかなる場合も口外してはならない。	（４）総務委員会と選出運営の協力者はその際に知り得た個人情報を、PTA 規約第１３条守秘義務に基づき、いかなる場合も口外してはならない。	変更
第３条　総務委員の選出 （１）選挙管理委員会は、次年度の総務委員選出選挙の日程と総務委員人数及び補欠人数を運営委員会にはかり決定する。その後、総務委員選出選挙実施要綱を公示し、これに基づいて総務委員内定者とその補欠の選出を行う。 （２）立候補は、年長児童の学年で立候補する。 （３）募集人数が立候補者で達した場合はそのまま選出され、超える場合は	第３条　委員の選出 （１）総務委員会は、次年度の委員選出の日程と委員人数を運営委員会にはかり決定する。 （２）立候補は、年長児童の学年で立候補する。 （３）立候補者で協議し、委員を選出する。 （４）選出日に協議参加できない立候補者は、総務委員会に選出先を一任する。総務委員会は協議参	変更

互選会にて決定する。 （４）募集人数が立候補者で満たない場合は、不足人数の選出を次の通り行う。 ①選出対象者による予備選出を行い、互選会への代表者を選出する。 ②立候補者、予備選出代表者及び予備選出欠席者は互選会に出席し、総務役員内定者を互選する。くじ選出となった場合、予備選出欠席者・遅刻者においては選挙管理委員が代理人となりくじを引く。 ③総務役員内定者は会長、副会長（内副・外副）、書記、会計を互選により決定する。 （５）総務委員とその補欠は定期総会の承認を経て正式に決定する。 第４条　各委員の選出 （１）選挙管理委員会は、次年度の委員選出選挙の日程と各委員会人数及び補欠人数を運営委員会にはかり決定する。その後、各委員選出選挙実施要綱を公示し、これに基づいて委員内定者とその補欠の選出を行う。 （２）立候補は、年長児童の学年で立候補する。 （３）募集人数が立候補者で達した場合はそのまま選出され、超える場合は立候補者による選出の場を設ける。 （４）募集人数が立候補者で満たない場合は、不足人数の選出を次の通り行う。	加できない立候補者へ選出先を伝え、了承を得る。 （５）全委員は定期総会の承認を経て正式に決定する。	

①選出対象者によるくじ選出を行う。 ②欠席者・遅刻者においては、選挙管理委員が代理人となり公開でくじ選出を行う。 （５）委員内定者は、所属専門委員会決めに出席し、いずれかの委員会に所属する。 第５条　補欠の選出 （１）役員に欠員が生じた場合に備え、役員選出と同時に選出する。 （２）補欠は引っ越しや病気などの理由により役員に欠員が生じた場合、運営委員会で協議し必要と判断された場合のみ繰り上がり役員となる。 （３）補欠繰り上がりは、①希望者を優先とする。②希望者がいない場合は補欠１からとする。		
（４）補欠の任期は前任者の残任期間とする。		削除
第８条　役員選出規定及び総務委員・各委員選出選挙実施要綱の改廃 （１）本規定及び総務委員・各委員選出規定実施要綱は、運営委員会の 2/3 以上の承認をもって改廃することができる。但し、決定事項を広く会員に知らせ、会員の過半数以上の反対があった場合は、再度審議を行い決定するものとする。	第６条　役員選出規定の改廃 （１）本規定は、運営委員会の 2/3 以上の承認をもって改廃することができる。但し、決定事項を広く会員に知らせ、会員の過半数以上の反対があった場合は、再度審議を行い決定するものとする。	変更
（２）総務委員、各委員選出選挙において選出対象者数が必要役員数に満たない場合、選挙管理委員会は運営委員会	（２）委員選出において選出対象者数が必要役員数に満たない場合、総務委員会は運営委員会にて	変更

にて協議し、各委員の見直しや、変更をすることができる。	協議し、各委員の見直しや、変更をすることができる。	

以上